

第6回 集団的消費者被害回復制度等に関する研究会 議事要旨

1. 日時 平成21年5月15日(金) 14:00~16:00

2. 場所 内閣府本府庁舎3階特別会議室

3. 出席者

(委員)

三木浩一座長、山本和彦座長代理、黒沼悦郎委員、高田昌宏委員、長野浩三委員

(事務局)

田中国民生活局局长、堀田大臣官房審議官(国民生活局担当)、高橋調査室長、加納消費者団体訴訟室長、鈴木課長補佐

(オブザーバー)

法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局

(ヒアリング説明者)

佐野つぐ江成蹊大学法学部講師

4. 議題

(1) 諸外国③ アメリカ(父権訴訟)

(2) その他

5. 議事概要

佐野講師からアメリカの父権訴訟等について説明後、事務局より補足説明。主なやり取りは以下の通り(州司法長官による訴訟が2種類あることから、州司法長官が州民を代表して訴訟を提起するものを父権訴訟、州司法長官が固有の権限で訴訟を提起するものを州権執行訴訟と記すこととする。)

○父権訴訟については通知が広告のみで足りるということだが、ご存知であれば、このような訴訟形態での個人の被害額の程度をご教示いただきたい。反トラスト法違反事件なので500円、1000円のようなものはないかもしれないが。○リーボック社の訴訟では、133万3978足のシューズを、1足あたり3ドル89セント高く売られ、520万ドル程度のオーバーチャージであった。その他いくつか事例はあったと思う。

○質問の趣旨はどのくらい高い金額があるか、少額とはどのくらいかが知りたいということだと考える。ノルウェーには、少額オプト・アウト、高額オプト・インという制度もある。父権訴訟もオプト・アウト方式をとっているのでは少額を典型的には想定しているのではないかと思われる。クラス・アクションは高額化しているが父権訴訟での少額の上限の実例が知りたい。

○手持ちの資料によれば、5ドル、10ドルという辺りだろうか。

- 文字通り少額ということですね。
- 反トラスト法違反では、その3倍額が取れるので15ドルとか30ドルが取れることになる。
- 反トラスト法は、本来よりもどれだけ高いかという話ですね。
- 州権執行訴訟では、1人あたり300ドルが原状回復金として支払われた事件もある。
- 説明によりアイゼン事件がきっかけで通知の要件が問題となり、通知要件が緩和されたなどの経緯がわかった。父権訴訟について反対の意思を表明する可能性はないと考えられたとのことだが、そうであれば、自動的に代理をするような制度でよいのではないか。オプト・アウトの機会を与えているのは出ていく人のことを前提としていると思うが、その辺りの議論をご存知であればご教示願いたい。
- 議論ではないが、現実には父権訴訟でオプト・アウトをした例は少ない。個別に調査をしたところによれば、1982年の統計なので現在どうなっているかわからないが、クラス・アクションでさえもオプト・アウトするのは1%に満たない。実際にオプト・アウトする人がほとんどいないのが現実である。
- 理論としては、オプト・アウトする機会を与えなければならないという前提か。
- 実際はどうであれ、裁判を受ける権利は保障しなければならない。
- オプト・アウトする確率は低いから個別の通知ではなく公告で足りるというプラクティカルな説明をしているということでしょうか。
- 足りるというよりみなすということである。
- 正式には訴訟提起の段階と訴訟終結の段階の2回通知を行っていたが、最近では訴訟終結段階の1回で済ませることが多いとの説明だったが父権訴訟についての説明か。
- 両方（父権訴訟、州権執行訴訟）についての説明である。
- 終結の段階で通知をする場合は、オプト・アウトはその後にするのか。
- 3ヶ月、6ヶ月など一定期間を設けてその間にオプト・アウトする。
- 終わる段階とは、厳密には判決よりは前ということか。
- 和解案のようなものが出されてそれについて承認するかしないかの通知をする。
- 和解の場合そのように考えてよいということですね。
- クラス・アクションでは訴え提起の早い段階での通知と終結での通知があり、最初の通知はオプト・アウトの機会を与えている。一定期間において和解案に納得いかない場合2回目のオプト・アウトの機会を与える。父権訴訟の最近の実務では2回目のオプト・アウトの機会しか与えていないということは、本来

のオプト・アウトの機会が保障されていないのではないかと感じるが、どのような議論があるかご教示願いたい。

○明確にはお答えできない。

○可能であれば、早い段階での通知・公告がないことがオプト・アウトの機会の保障に適っているのかどうか。適ってないとすれば、それが許される理由は何なのかということについて調査してご教示いただければ幸いである。

○オプト・アウトが要求されているのは個々の被害者の裁判を受ける権利の保障ということだが、一方で個別の通知義務が結果的に個人の裁判を受ける権利を害することになるということだが、誰の裁判を受ける権利を害することなのか。

○個々の被害者の権利である。

○個別の通知義務を緩和しているのは、裁判を受ける権利の保障と矛盾しているような気がするが。

○個別通知で保障するのは背後にいる人（クラスのメンバー）であるが、厳格な個別の通知義務は代表原告による訴訟提起を阻害することになるということであろう。

○少額では自分で訴訟も起こせないし、通知の要件が厳しければ少額では代表原告も訴訟を起こせないとすると実質個々の被害者の権利が害されるということではないか。

○アイゼン事件では連邦最高裁が厳格な通知を要求したため、実質的にクラス・アクションが起こしにくい事態となった。その後、クラス・アクションでも通知の要件を緩和する動きが生じた。例えば、消費者問題では、HSR法が制定され、公益を代表する州司法長官が訴訟を提起するかわりに通知の要件が緩和され、立証要件も緩和されている。

○反トラスト法違反があった場合、どのようなものが父権訴訟で提起され、どのようなものがクラス・アクションで提起されるのか。

○CIDの結果、損害額や被害者数がわかっている場合は州権執行訴訟を提起するが、損害額や被害者数が明らかに出来ない場合は事案に応じて州司法長官がどちらかを選択しているようである。

○損害額などが明らかに出来ない場合、クラス・アクションが起こされる場合もあると思うが、その場合の父権訴訟との関係はどうなるのか。

○州司法長官も、他州の父権訴訟や、クラス・アクションが提起されているかはNAAGに問い合わせ調べているようである。既に提起されている訴訟が初期の段階であれば、併合されることもあるし、訴訟が終期の段階であれば併合されない。クラス・アクションのクラスメンバーと州司法長官が代表する者とは重なることが有り得る。州司法長官が代表するのは州民であるから、クラス・

アクションではその州民を除いたメンバーをクラスとして訴訟を提起することになる。

○州権執行訴訟についてであるが、ニューヨークとペンシルベニアの司法省を訪れた際には、クラス・アクションはある程度より被害額が少なくなると提起されないの、それを司法長官がひろっていくと言っていた。法律の規定もないし、州によっても違うとは思いますが、2州ではクラス・アクションが提起されそうであったり、既に提起されている場合は原則手を出さないということであった。

○立法当時、司法長官による恣意的な濫用が懸念されたということだが、これに対する反論はあったのか、制度的手当はされているのか。

○これに対する答えは見つかっていない。膨大な資料の中には賛成意見も反対意見もあり、そのような懸念はあったが、結局のところ議会が通したとしか言えない。

○立法のときにどういう議論があったかというのは調べていないが、調査した州においては、行政が主体となることについて現在のところ批判はない。民間を圧迫するとか、クラス・アクションの妨害になるという意見も出ていない。むしろもっと活発にしてほしいという意見もあるが、予算や人員の関係でできないのが現状と言っていた。なぜ批判されないかといえば、司法長官がひろっているのは非常に悪質なケースであって、クラス・アクションで問題となるような被告の側にもかなりの言い分があるような通常の民事は扱わないからだということだ。

○ヒアリング（コネチカット州、メリーランド州）によれば、州民から感謝されているということであった。NAAGでは、大半の州では4年毎の選挙で司法長官が選ばれており、訴訟提起が選挙のアピール材料の一つとなっていると言っていた。

○一般的に、父権訴訟などの政府系の訴訟について、クラス・アクションの邪魔になるとか、事業者側からの不満が出ているということはないようだ。

○父権訴訟が活発に適用された場合の経済への悪影響も懸念されたとのことだが、議会でどのような議論があったか興味深い。

○自分で調べたところによれば、反トラスト法以外の事件は父権訴訟が可能であったとしても専ら州権執行訴訟しか行われていないようだが、反トラスト法違反に関しては、最近の傾向としてどのような比率なのか。

○反トラスト法の分野でも州権執行訴訟の方が多い。父権訴訟は反トラスト法の分野でも少なくなっている。

○具体的に件数はわかるか。

○資料4の反トラスト訴訟からペアレンスパトリーの件数を引けば州権執行訴

訟の件数となる。

○父権訴訟についてであるが、**HSR** 法だけでなく州法でも定められている場合はどちらに基づき訴訟を提起するのか。

○コネチカット州では州法に基づき提起することが多い。

○わざわざ州法でも規定するくらいなので州法に基づくものが主なのであろう。

○消費者被害の回復の方法が、原状回復金、民事制裁金、不当利益の没収の3つが挙げられているがどれかを選択するという理解でよいか。

○訴訟が終わるまでに決定する。被害者に分配することのできる金額があれば原状回復金を選択し、それが難しければ不当利得の没収を選択するという具合である。再販売価格維持の父権訴訟では、一つの訴訟で民事制裁金と損害賠償金との両方取っているものもある。

○アメリカの場合は日本と異なり、申立てに拘束されないと聞いたことがあるが、最初に具体的な金額は請求されない、実際の訴訟に従ってかわっていくということか。

○判例をみる限りでは被害額を最初の段階で特定しているものはないようだ。

○クラス・アクションでも金額不特定で起こすことが多い。

○カナダのクラス・アクションでは、オプト・アウト方式を採用しており、広告を行う。オプト・アウト方式が、訴訟提起自体が不可能な人の裁判を受ける権利を擁護するためのものとして機能しているということは大変興味深い。個別通知は形式的には裁判を受ける権利の保護から必要とのことだが、実質的には個人で訴訟を提起することのできない被害者のために代わって訴訟を行うという点でこのような制度が必要と思う。日本の消費者被害において自ら訴訟を提起することができない人の層の類型は少額被害者のみではなく、高額被害の人も多い。投資被害関係では、1000万円もの被害を受けている人でも訴訟を提起している人はむしろ少数である。

○なぜ、1000万円もの被害を受けた人が訴訟を起こさないのか。

○直接被害者の方に聞いたわけではないが、一つは財産が散逸している場合にどれだけ回収することができるか、一つは弁護士費用、一つは訴訟で勝てるかどうかの見込みの不透明さ、など様々な要因が考えられる。消費者被害を受けた人がどういう行動をとるのかというモデルをどう考えるのかということにも関係しているが、自主的に裁判を受ける権利を保障するという観点から、日本においてオプト・アウト方式の採用も考えられるのではないか。

○それは必ずしも政府が原告とは限らないということか。

○適格消費者団体の可能性も考えられる。

○日本において、クラス・アクションの制度のもとに父権訴訟制度を入れ込むことの是非よりも、クラス・アクションのみにするのか、両者を並立させるの

かといった観点からも検討の必要があると思う。アメリカの連邦証券諸法には父権訴訟制度の規定はないが、私がクラス・アクションよりも父権訴訟制度がいいと思うのは、乱用的な訴訟提起、つまり和解狙いの提起がさほど考えられず、一度訴訟を提起したら最後までやるという点で父権訴訟制度が優れていると思われる。クラス・アクションも良いが、アメリカでは訴訟要件をクリアした段階で和解に至るというケースも多く、アメリカと同じような状況になるのであれば、別の手段を考える必要性がある。

○乱用的かどうかは別として、父権訴訟もその多くが和解で終わっているが。

○それは、対象や被告のカテゴリーによるのではないか。証券訴訟の場合、被告が個人や公認会計士であると、敗訴の場合に保険がおりないので和解のインセンティブが高いが、発行者や事業者が被告の場合は最後まで争う傾向にある。

○1980年から2004年における反トラスト法上のクラス・アクションに関して、事件総数が837件、そのうちクラスが否定されたのが89件である。その後の審理で、原告側の請求が棄却された件数は329件である。クラスの否定と請求棄却を合計すると418件で、クラスアクションの約半数が原告側の請求が認められていないという状況からすると、有効性の観点からは疑問である。

○日本の状況をふまえたうえで、すべてをこの制度でカバーすることは好ましくない。司法へのアクセスを担保するためには様々な手段がある。法教育、さらには国民意識の問題ともつながり、すべてをこの制度に取り込むことは危険である。公的機関が被害者の代表として訴訟を提起するのも選択肢としてはあり得ると思う。実質この方法でいくのはかなり悪質な業者などを相手として強い権限を行使し責任を迫及する場合であるということであれば、経済活動を萎縮してしまうといった懸念もないと思われる。制度として役割を切り離すことができるのか、また実質的に役割分担がなされていくという風に説明をするのか確信的な考えはないが、選択肢の一つとして大いにあり得ると思う。

○国民生活白書によると、直接訴訟を提起するかどうかということではないが、消費者被害に関し相談窓口さえ行かない人も多くいる。その理由としては、被害にあった自分が悪いという思い、訴訟を起こすこと自体への精神的苦痛などが理由として挙げられており、さらにこれらの人の被害額は一定基準よりも高額である。こういった状況も考慮に入れる必要がある。

○日本人は、だまされた自分が悪い、被害にあったことを思い出したくもない、などと感じてしまいがちである。別途、制度の補強の必要性があるのではないか。また、実際問題として、ヨーロッパでは、団体訴訟をベースとしつつ、政府機関も団体の一つのような存在として当事者たり得るところがあるており、政府機関については予算・人員の制約があるという話をよく聞く。

- アメリカにおいても限られた予算の中で訴訟を行っているようである。
- 取り上げたくても、取り上げることが困難な事件も多くあるようだ。いろいろな制度を組み合わせる必要性があるのではないか。
- ヨーロッパでは法的機関が主体となることが認められているところもあるが、一方で最終的には個人の損害賠償請求に帰結する。根本は私法上の請求権であり、そこに政府つまり公的機関が介入することの是非はどうか。悪質なケースは別として、単純にその適格性は認められないのではないか。また、父権訴訟が実効性を持つというのは強い調査権限と不可分なので、公的機関による訴訟を考える場合も調査権限とセットで考える必要がある。
- アメリカの場合、一般訴訟の **Discovery** もかなり強力であるが、**CID** が **Discovery** より勝っているというのは、**Discovery** は訴えを起こさないと使えないが、**CID** は訴えを起こす前に使えるので、それを集めておいて訴訟を提起するかどうか判断できるという点が要因か。
- その通りである。
- 訴訟さえ起こせば **Discovery** も **CID** 並みのことをすることが理論的にはできるのだろうけれども。
- 効果も要因の一つではないか。
- 違反の場合は法廷侮辱罪に問われる。州司法長官との訴訟に至った場合、**Discovery** であると相手方の企業からも州司法長官に対して情報請求があり、訴訟になってからも情報を提出することの是非に疑いがある。**CID** によって情報を集めてから訴訟を起こすほうが、州司法長官にとってはいいのではないか。
- そのような場合、**Discovery** に行く前に和解になるケースもある。原告側だけが **CID** を持っているので若干の不平等はあるが。
- 州権執行訴訟を日本に導入することは不可能ではないか。課徴金のような行政権限や何らかの行政上の権利義務を設定するならわかるが、私法上の請求権を基礎としつつ、行政機関がどのようにして主体たり得るのか。
- 法律で創設的に権限を消費者庁なりに与えることになるのではないか。
- 消費者庁が損害賠償請求権を持つということになるのか。
- それは、損害賠償権とは言わず、原状回復請求権といったものを与えることになるのではないか。
- 例えばドイツでは適格消費者団体が利益剥奪訴訟を起こすことができるので、日本においても適格消費者団体ないし消費者庁がそういったものを有することも考えられなくはない。
- 良い比喻かは分からないが、現在も立法で創設的に適格消費者団体に訴権を与えているので、それと同じようなことをやることになると思われる。
- いずれにしても、基礎となる請求権なり訴権を法律に書き込んでおく必要が

あるということか。

○実体権とすることが必要である。固有権構成をとる場合は常に訴権と実体権を創設的に与える立法が必要になる。それにしても課徴金制度との概念整理が必要である。是非は別として、一つの考え方としては、極端だが、課徴金制度を廃止して制度の一本化をはかることが考えられる。

○景品表示法関係では課徴金制度がなくなっている。どこかで、ぜひ消費者庁のほうで課徴金を取れるようにしていただきたい。

以上

<配布資料一覧>

資料 1～4 佐野講師説明資料

参考資料 1-1	15 USCS § 15c	(パレンス・パトリーについて)
1-2	15 USCS § 15d	(損害賠償額の算定について)
1-3	15 USCS § 15e	(損害賠償額の分配について)
1-4	15 USCS § 57b-1	(CIDについて)
2		父権訴訟 (HSR 法) イメージ図

※本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局

消費者企画課消費者団体訴訟室

TEL : 03-3581-9356